

第九十回
帝國議會
貴族院

恩給法の一部を改正する法律案特別委員會議事速記第二號

付託議案

○恩給法の一部を改正する法律案

○帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手續に關する法律案

昭和二十一年九月四日(水曜日)午前
十時三十分開會

○委員長(男爵周布衣道君) 開會致シマス、政府ヨリ恩給局長ガ出席サレテ居リマスカラ、恩給法の一部を改正する法律案ノ方ヲ先ニ議題ト致シマス、御質問ガアレバ御質問ヲ願ヒタイト思ヒマス

○慶松勝左衛門君 昨日ノ御説明デ、此ノ恩給法ノ今度ノ改正ハ極ク局部的ナモノデ、全體ノ改正デハナイト云フコトハ能ク分リマスガ、但シ此ノ恩給ハ方々ノモノガ實ニ居ルト云フ總旨カラ申スト、近頃ノ物價騰貴デハ此ノ恩給ノ恩召ト云フモノト相反スルト思フノデ、モット恩給額ト云フモノガ上ルノデナケレバ何ノ意味ヲ成サナイト思ヒマスガ、根本的ノ給與ノ増額ト申シマスガ、根本的ノ御改正ト云フモノハ勿論御考ニナツテ居ルト思ヒマスガ、其ノ邊ハ如何デアリマスカ

○政府委員(三橋則雄君) 恩給制度ノ根本的ナ改正ト云フ問題ハナカ、大キイ問題デゴザイマシテ、現在ノ恩給制度ト言ヒマスノハ、現在ノ官吏制度、官吏ノ給與制度ト非常ニ關聯ノアル問題デアリ、現在ノ官吏制度ナリ、現在ノ給與制度ヲ前提ト致シマシテ、現在ノ恩給制度ハ出來テ居ルノデアリマス、國官吏制度ニ付キマシテハ、憲法ノ改正ニ伴ヒマシテ根本的ニ色々ト

檢討ヲ加ヘテ居ル際デアリマスルシ、又官吏ノ給與制度ニ付キマシテモ色々ト根本的ナ檢討ガ加ヘラレテ居ルノデゴザイマスルノデ、恩給制度ノ根本的ナ改正ト致シマシテハ、此ノ官吏制度ナリ、官吏ノ給與制度ト引離シマシテ別個ノ取扱ノ出來ナイヤウナ事情ニナツテ居リマスルノデ、是等ノ問題ト並行致シマシテ檢討ヲ加ヘテ行キタイトスウ考ヘテ居リマス、臨時的ナ措置ト致シマシテ、ソレナラバ、現在ノ恩給ノ金額ハ仰セノ通りノヤウナ事情デゴザイマスノデ、之ニ付キマシテ増額ヲスセキカドウカニ付キマシテモ、色々ト關係當局トモ連絡ヲ致シマシテ檢討ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、色々他ニ考慮ヲシナケレバナラナイ事情モアリマシテ、今俄カニ増額ヲ實行シ得ナイヤウナ事情ニナツテ居ルノデゴザイマス

○慶松勝左衛門君 能ク分リマスガ、是ハ新聞ナカノ説デスカラ議論ニハナリマスマイガ、例ヘバ多數ノ軍人ナシカノ恩給ガナクナリマスカラシテ、文官ニ對スル恩給モ遠慮シタ方ガ宜イト云フヤウナ説モアルノデスガ、サウ云フ意味ハ一切ナイノデアリマセウナ

○政府委員(三橋則雄君) 國民感情ノ點カラ致シマシテ、今ノ御話ノヤウナ風ナコトモ耳ニ致シテ居リマシテ、此ノ議論ニ對シマシテハ特別ナ理由ガアルヤウナ風ニ思ハレマセヌケレドモ、併シ、ソレカト言ヒマシテ、全然此ノ一般ノ國民感情ヲ無視シテ宜イモノカト云フコトニ付キマシテモ、尙私

達トシマシテハ、チヨット疑問ヲ持ツテ居リマス、ソレカト云フテ其ノ感情ヲ其ノ儘受入レテ其ノ通りニスル、即チ軍人恩給ガ廢止サレタカラ、文官恩給モ廢止スルト云フヤウナ風ニハ考ヘテ居リマセヌケレドモ、此ノ取扱ニ付キマシテハ、色々ト能ク考ヘナケレバイケナイト云フコトヲ考ヘテ居リマス

○慶松勝左衛門君 サウ云フ一種ノ感情上ノ議論カラシテ、文官ノ恩給ノ増額ガ躊躇サレルト云フヤウナ影響ハナイデセウカ

○政府委員(三橋則雄君) 筋トシテハ全然サウ云フヤウナコトニ禍ヒサレナイデ、將來ノ官吏ノ給與制度ト云ヒマスガ官吏ノ大キナ待遇ニ付テハ誤リナイヤウニ期シテ居リマス

○慶松勝左衛門君 官吏ノ給與制度ガ變ルコトト並行シテ御考ヘ下サツテ居ルト云フコトナラバ非常ニ結構ダト思フノデスガ、マア細カキ、規則申スト、矢張り官吏ハ確カ今迄ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二デシタカ一デシタカ忘レマシタガ、サウ云フモノヲ出シテ居ルト云フコトハ、詰リソレハ恩給ノ幾ラカ基礎ニスルヤウナ意味デ、アレハ官吏ガ自分ノ月給ノ一部ヲ納メルコトダト私ハ了解シテ居ルノデス、官吏ノ俸給制度ガ變レバ、同時ニ其ノ百分ノ二ト云フモノガ増額サレルト云フヤウナ意味デアルト思フノデス、從ツテ同時ニ恩給ノ方モ其ノ率ガ變ラナケレバナラカラシテ、官吏ノ俸給ノ制度ガ變ルト同時ニ恩給ノ制度ガ變ル、斯ウ云

フ意味デ今御取調ニナツテ居ルト解釋シテ宜イノデスカ

○政府委員(三橋則雄君) 私先程申上デマシタ官吏ノ恩給制度ハ、官吏ノ給與制度、官吏制度ニ關聯ヲ持ツテ居ル問題デアリ、此ノ前提トナツテ居ルコトニ色々根本的ノ檢討ヲ加ヘテ居リマスルカラ、從ツテ恩給制度ノ根本的ナ變更ニ付キマシテモ、ソレト相並行シテ考ヘテ行カナケレバナラヌト、斯ウ申上デタノデアリマスガ、ソレハ今ノ御話ノヤウナ風ニ、俸給令ガ改正サレマシタカ、直チニ直グニ其ノ改正ヲ致シマシテ増額サレタトシマス、其ノ増額サレタ割合ニ應ジテ俸給ノ増額スベキカドウカニ付キマシテモ、是ハ色々檢討シナケレバナラヌモノガアルト考ヘテ居リマス、又増額スルニ致シマシテモ、時期ト云フコトモ色々考ヘナケレバナラヌ問題ダラウト思ヒマス、又増額スル割合ニ付キマシテモ、又増額ガアルト思ヒマス、サウ云フヤウナ色々ナコトヲ考ヘマスト、サウ簡單ニハ參ラナイノデヤナイカト思ヒマス、ソコデ今ノ國庫納金ノ問題デゴザイマスガ、國庫納金ノ問題ニ付キマシテモ、今デハ文官ハ其ノ俸給ノ百分ノ二ヲ納メテ居リマスガ、之ニ付キマシテモ俸給ガ上リマシタ割合ニ依ツテ、恩給モソレ迄増額スルト云フコトデゴザイマスナラバ、或ハ又國庫納金モ俸給ノ上ツタ割合デ増額スルコトモ考ヘラレマスルケレドモ、サウデナイ場合ニ於キマシテハ、國庫納金ヲ其ノ割合デ増額スルト云フコトハ如何カ

ト思ハレマスノデ、是モマダハツキリシタコトハ決メテ居リマセヌ、色々ト檢討致シテ居リマス

○慶松勝左衛門君 大體分リマシタガ、私ノ質問デナクテ、實ハ質問ノヤウナ希望ナンデアリマスガ、矢張り實際民間デ恩給バカリデ老後ヲ養フテ居ル人モ決シテ少クナイノデアリマスカラ、議論ハ別トシマシテ、矢張り現在ノ物價騰貴ニ伴ツテ恩給ノ増額ヲ考慮シテ實ワト云フコトハ、恩給法ノ趣旨ニモ私ハ適スルコトデアラウト思フノデアリマス、只今ノ御説明デ分リマシタガ、相成ルベクハ一般官吏ノ給與ニ比例シテ、當節ノ物價騰貴ヲ考慮シテ、速カニ恩給法ノ根本ガ改正サレテ、本當ニ恩給デ老後ノ生活ヲ當シテ居ル人ニ對シテ惠マレルヤウニ、或ハ同時ニ相當ニ收入ガアツテ恩給ヲ貰ツテ居ルト云フヤウナコトハ止メテモ、單ニ恩給デ食ツテ居ル人ノ老後ヲ安ラカニスルヤウニ、一刻モ早ク官吏ノ給與制度ニ伴ツテ、殆ド同時ニヤツテ戴クヤウニ私ハ願ヒタイト思ツテ居リマス、是ハ質問デハアリマセヌガ、希望ヲ述ベテ置キマス、是デ私ノ質問ハ終リマス

○侯爵廣幡忠義君 恩給局長ニ何フノハ如何カト思ヒマスガ、今度ノ生活保護法デ一月二百五十圓デカノ支給ヲ受ケルノデスガ、恩給デ二百五十圓ノ月額ノ支給ヲ受ケテ居ル人ハ少イト思フノデアリマス、サウスルト生活保護法トノ關係デ、非常ニ低額ノ恩給ヲ貰ツテ居ル者ガ生活ノ出來ナイ場合、生

活保護法デソノ支給ヲ受ケルユトガ
出來ルノデセウカ、出來ナイノデセウ
カ、是ハ生活保護法ノ關係デスガ、ソ
レハドウナリマスカ

○政府委員(三橋則雄君) 生活保護法
デ救済スルコトニナツテ居リマス

○侯爵廣幡忠隆君 ソレカラ此ノ數字
ニ付テ何ヒタイノデスガ、軍人恩給ガ四
億九千六百萬圓ニナツテ居リマスガ、
其ノ中デ遺族扶助料ガドノ位入ツテ居
リマスカ

○政府委員(三橋則雄君) 今ノ御尋ネ
ハ此ノ表ノ二十年末ノ方ダト思ヒマス
ガ、之ニ依リマス軍人ノ恩給ノ金額
ハ四億九千六百萬圓ト出テ居リマス
ガ、此ノ中デ扶助料ノ金額ハ二億五千
七百五十三萬圓デゴザイマス、是ハ推
定ノ金額デゴザイマス

○侯爵廣幡忠隆君 是ハ私ハ私的ニ何
ツタノデスガ、軍人恩給ノ中デ、今度
軍人ノ關係ヲ止メマシタ爲ニ、文官ト
兼任シタ場合ニ、文官關係ノ方ノ恩給
トシテ此ノ四億ノ中デ漏レル人ガ大分
ゴザイマセウカ、適ニ言ヘバ、文官デ
軍人ノ期間ガ入ッタ爲ニ恩給カラ落ち
ルト云フノハドノ位アルカト云フコト
ハ分ツテ居リマセウカ

○政府委員(三橋則雄君) 實ハ軍人ノ
恩給、或ハ軍人ノ扶助料ヲ貰ツテ居ラ
レタ人々ニ付キマシテ、軍人以外ノ公
務員トシテノ在職年數ノアラレタ方ニ
付キマシテハ、今サウ云フ調査ヲ致シ
テ居リマシテ、最後の數字ハ出テ居
リマセウカ、十月ノ半バ過ギアタリナ
ラバ、其ノ數ハハツキリ分ルト思ヒマ
ス、今經過的ニ見マス所デハ少ウゴザ
イマス、唯文官恩給、一口ニ言ヒマス
ト文官恩給デスガ、軍人以外ノ公務員
トシテノ在職年ヲ基礎ト致シテ恩給ヲ

貰ツテ居ル人、之ヲ一口ニ文官恩給ト
言ツテ居リマス、斯ウ云フヤウナ文官
恩給ニ付キマシテハ、六月末デ以テ一
應ノ調査ヲ終リマシタ、其ノ結果ニ依
リマスルコト云フト、從來文官恩給ヲ貰
ツテ居ッタ人デ恩給權ヲ喪失シタ人ハ
總數十八萬二千バカリノ中デ一千三百
八十位デゴザイマス、是ハ主トシテ兵
隊ナカニ召集ヲ受ケマシテ軍隊勤務
ニ服シテ居ツテ、サウシテ歸ツテ來テ
文官ニナリマシテ、其ノ在職年數ガホ
ンノ僅カデ、主トシテ軍人ノ在職年數
ガ多カッタト云フヤウナコトデゴザイ
マス

○永井松三君 此ノ今回ノ改正ハ、
由ニアリマス通り恩給法ノ一部ヲ改正
スル、其ノ原因ニナツテ居ル所ハ、終
戰ニ伴ツテ規定ヲ廢スルコトト、自然
終戰ニ伴ツテ規定ヲ廢スルコトト、自然
規定ヲ整理スル爲ニヤラナクテハナラ
ナイト云フ風ニ御書キニナツテ居ルノ
デアリマスガ、官吏制度ナルモノガ、
只今ノ御話ニモ出テ居リマシタヤウ
ニ、大分今回ハ變ツテ行クノダト云フ
見透シガアル以上ハ、恩給法ハ根本的
ニ改正ヲシナクテハナラナイ、只今既
ニ同僚カラ御指摘ニモナツタヤウニ、
私自身モ恩給ナルモノハ幾多ノ理由ニ
依ツテ、今日ノ率ヨリモ高メナクテハ
ナラヌト云フ方ノ説ヲ持ツテ居リマ
ス、ソレハ本日此處デ申ス必要ハナイ、
ソレヨリ御尋ネシタイコトハ、一部分
ヲ改正スルコト云フコトガ今ソナニ必
要デアルカ、一方ニ於テ新憲法モ尙本
院ニ於テ今審議中デアアルノデ、決ッ
テハ居ラヌト云フコトニナツテ居リマ
スケレドモ、既ニ衆議院モ通過致シテ
居ルノデアリマスカラシテ、近イ中ニ
法ニナル、サウシマス、其ノ中ニ裁

判所ノ裁判官ノ俸給、報酬ト云フモノ
ガ大分今迄ヨリ變ツテ來ルノデアリマ
ス、自然之ニ關シテノ恩給ヲ如何ニス
ルカト云フヤウナ問題モアリマス、更
ニ又公務員ト云フコト、恩給法ニ書イ
テアリマス公務員ト云フモノト、新憲
法ノ公務員トノ關係ガ私自身ハ實ハハ
ツキリシ兼テ居ル、是ハ或ハコチラ
デ何フヨリモ、憲法改正ノ方ノ委員會
ニ於テ然ルベク政府當局ニ伺フベキコ
トカトモ思ヒマスルガ、例ヘバ新憲法
ノ第十四條、衆議院ノ修正デハ第十五
條ニナツテ居リマスガ、公務員を選定
シ、及びこれを罷免することは、國民
固有ノ權利である。是ハ一體公務員ト
云フノハドレ迄ノ公務員ト云フノカ、
恩給法デ言ヘバ、公務員ト云フモノハ
斯クノ如キモノダト云フコトガ定義ヲ
下シテアリマスケレドモ、憲法草案ノ
第十四條ノ公務員ト云フモノハ、一體
ハ能ク分ラヌノデアリマス、一方天皇
ノ國事ニ關スル行爲ノ中ニハ官吏ト云
フ字ガ使ツテアル、官吏ノ任免、此ノ
官吏ト云フ方ガ恩給法ノ公務員ニ當ル
ノカ、ソレトモ、ソレノミナラズ、十
四條ノ公務員ト云フモノモ、既ニ公務員
ト云フモノハ斯クノ如キモノダト云フ
コトガ恩給法ニ書イテアリマスカラ分リ
マスガ、十四條ノ公務員ト云フモノハ
官吏以上ニモツト解釋上廣イヤウナ氣
モ私自身ハ致スノデアリマス、憲法ハ
マダ法ニナツテ居ラヌカラシテ、憲法
ノ關係ハ殆ト考究シテ居ラヌト云
フ御答辯ナラバ仕方アリマセウカレド
モ、何カ憲法トノ關係即チ裁判官ノ報
酬、公務員ノ範圍ト云フヤウナコトニ
付テ御検討ニ相成ツテ居リマスカ、如
デ何アリマセウカ

○政府委員(三橋則雄君) 現行制度ノ
下ニ於キマシテ、恩給法ノ考ヘテ居リ
マス所ノ公務員ト、一般ニ考ヘラレテ
居ル公務員ノ解釋ハ一致シテ居リマセ
ウ、他ノ法令ニ於キマシテ公務員ト言
ハレテ居リマスモノニ付キマシテモ、
現在ノ恩給法ニ於キマシテハ公務員ノ
取扱ヲシテ居ルモノモアリマス、處ガ
憲法ニ於キマス公務員ト官吏トドウ
ルカト云フコトハ、恩給法ノ根本的改
正ト觀セテ考ヘテ行キタイト考ヘテ
居リマス

○永井松三君 サウ致シマス、先程
御話モアリ、ソレカラ又此ノ理由書ニ
書イテアルヤウニ、官吏制度ノ改正ニ
伴ヒ恩給法ヲ變ヘナケレバナラヌ、根
本的ニ私ハ變ヘナケレバナラヌコトニ
ナルト思ヒマス、ソレヲ憲法實施後ニ
俟ツト云フヤウナコトハ出來ズ、差當
リ法文上自明ト思ハレルヤウナ軍人關
係ノ字句ノ訂正ダケノ今回ノ御提案
ヲ、急イデヤラナケレバナラヌト云フ
理由ガアリマスカ、ソレトモ待テ得ル
モノデセウカ

○政府委員(三橋則雄君) 去ル四月一
日カラ官吏ノ任用裁令ト云フモノガ
制定サレマシテ、從來ゴザイマシタ高
等官官等係級令、判任官係級令ト云フ
モノガ廢止サレ、又別ニ官吏係級令ト
云フモノガ制定セラレタデアリマス
ガ、從來ハ高等官官等係級令ト云フモ
ノヲ前提ト致シマシテ、例ヘバ増加恩
給ノ金額ノ算出ノ基準ニナルコトヲ決
メテ居リマシタガ、サウ云フモノガ無
クナツテシマヒマシタノ、又從來ハ
勅任官、委任官、判任官、斯ウ云フ風ナ
區別ガゴザイマシテ、サウ云フ區別ヲ
前提ト致シマシテ恩給ノ支給ガサレテ

居ッタノデアリマスガ、是モ四月一日
カラ改メラレマシテ、一級官、二級官、
三級官ト云フヤウナ風ニ相成リマシタ
結果ト致シマシテ、其ノ儘ニシテ置キ
マスト恩給ヲ出スコトガ出來ナクナ
ル、ソレデ已ムナク此ノ四月一日ノ官
吏制度ノ改正ニ伴ヒマスル必要已ムヲ
得ザル所ノ、最少限度ノ技術的ナ、手
續的ナ改正ヲ今回御願ヒスルコトニ致
シタ次第デゴザイマス

○永井松三君 ソレデハ極ク法文上自
明ナ改正ト云フコトデ、何モ方針トカ
原則ナドノ變更ハナイ譯デスカ

○政府委員(三橋則雄君) 今回ノ改正
ハ左様デゴザイマス
○德田昂平君 恩給法ガ近ク根本的ニ
改正サレルト云フコトヲ承ツテ居リマ
スガ、先程ノ陸軍委員會ノ御説ノ如ク恩
給ニ依ツテ老後ヲ養フコト云フ人達ニ對
シマシテハ、相當増額スル必要ガアル
ト云フコトハ私モ御同意デアルガ、官
吏退職官致シマシテ恩給ヲ貰ツテ居
テ他ノ事業ニ從事シテ、例ヘバ他ノ民
間會社ノ役員ニナツテ相當ノ報酬ヲ得
テ居ツテ、而モ其ノ上ニ尙恩給ヲ受ケ
ルト云フヤウナコトハ、適當デナイデ
ヤナイカト云フヤウナ議論モ民間ニ相
當アルヤウデアリマス、將來恩給法ヲ
改正致シマス際ニ、政府ニ於カレハ
サウ云フヤウナコトヲ考慮ニ置カレハ
御考デアリマセウカ、ソレトモ從前ノ
通りサウ云フコトハ一向顯著ナク支給
ナサルト云フ御考デアリマセウカ、サ
ウ云フ御考ハ一ツ伺ヒタイト思ヒマス
○政府委員(三橋則雄君) 只今ノ御質
問ハ所謂多額所得者ノ恩給停止ノ問題
ダト思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ私
達將來ノ改正ニ於キマシテ、今カラド
ウスル斯ウスルト云フコトヲ豫定致シ

居ツタノデアリマスガ、是モ四月一日
カラ改メラレマシテ、一級官、二級官、
三級官ト云フヤウナ風ニ相成リマシタ
結果ト致シマシテ、其ノ儘ニシテ置キ
マスト恩給ヲ出スコトガ出來ナクナ
ル、ソレデ已ムナク此ノ四月一日ノ官
吏制度ノ改正ニ伴ヒマスル必要已ムヲ
得ザル所ノ、最少限度ノ技術的ナ、手
續的ナ改正ヲ今回御願ヒスルコトニ致
シタ次第デゴザイマス

マシテ將來ノ改正ニ臨ムヤウナ考ヲ持
ツテハ居リマセス

○徳田昂平君 只今ノ御説明デ了承致
シマシタガ、今回ノ改正ニ依リマシテ
總金額デドレ位ノ減額ニナルデセウ
カ、若シ分リマセヌケレバ後デ宜シウ
ゴザイマス

○政府委員(三橋則雄君) 文官恩給ノ
受給者ノ中デ、軍人恩給ノ廢止セラレマ
シタ結果恩給額ヲ喪失シマシタ者ヤ又
恩給金額ヲ減額サレタ人ハ可成リアリ
マスシ、又軍人恩給ノ廢止セラレマシ
タケレドモ、文官恩給トシテ若干賁ヘ
ル人モアリマシテ、サウ云フヤウナ整
理ト云フモノハ十月半バ過ギナケレバ
大體ノ事務ガ終リマセヌデ、今ソレ
ト並行致シマシテ統計ヲ取リツ、アリマ
スガ、今ノ所ドレ位ハツキリ減ルカト
云フコトハ申上グラレマセヌガ、大體
私ノ大マカナ、考ト致シマシテハ、御
手許ニ差上ゲマシタ表ノ中デ軍人關係
ノ恩給ヲ除キマシテ、文官恩給ノ關係
ガ八千六百四十萬圓ト斯ウ出テ居リ
マスガ、此ノ前後カラ一億圓内外デケ
今アルノデナリカ、一億圓内外、斯
ウ大マカニ考ヘテ居リマス

○徳田昂平君 宜シウゴザイマス、私
ハ是デケデ結構デアリマス

○侯爵廣幡忠隆君 昨日ノ御説明ニ依
リマス、此ノ朝鮮、臺灣ノ道ヤ州デ
負擔シタ恩給ガ國庫ニ移ルヤウニナリ
マスガ、是ハ一體ノ位アルノデスカ
○政府委員(三橋則雄君) 朝鮮臺灣等
ノ實情ハ御承知ノ通りノ事情デゴザイ
マス爲ニ、今ノ御尋ノ金額ニ付キマシ
テモ、銳意色々ノ點カラ調査ヲ進メシ
スノデスカレドモ、確タル數字ハナカ
ナカ知リ難イヤウナ狀態デゴザイマシ
テ、大マカナ報告ト致シマシテ受ケマ

シタ所ニ依リマスレバ、五、六千萬圓
カラアルモノト思ヒマス

○委員長(男爵周布兼道君) 如何ガデ
ゴザイマセウカ、御質問ゴザイマセ
ヌカ、

○寺尾博君 チヨット字句ノコトダケ
ナンデスカ、

○委員長(男爵周布兼道君) 宜シウゴ
ザイマス

○寺尾博君 此ノ改正新舊對照ノ七頁
ノ所ニ、判任官ト云フ言葉ヲ使ツテ居
ルノデスカ、此ノ赤字デ書イタ方ニ……、
是ハ官吏ノ名稱ハ變ツタト思フノデス
ガ、判任官ト云フヤウナコトヲ此處
デ使ツテ宜シイデセウカ、ドウデス
カ、七頁ノ「警察監獄職員ニシテ官吏
タルモノ」云々其ノ下ノ方ノ「但シ判任
官タルノ待遇ヲ受クル貴族院守衛」云々
ト云フヤウナコトガアル、其ノ字句デ
ゴザイマスガ……

○政府委員(三橋則雄君) 警察監獄職
員ハ官吏制度ノ改正ニ依リマシテ、貴
族院、衆議院ノ守衛ヲ除キマシテ全部本
官ニナツタノデゴザイマスガ、貴族院
守衛ト衆議院守衛ダケハ從來ノ儘ニ殘
サレコトニナツテ居リマス、其ノ關
係カラ斯ウ云フ風ナコトニナツテ居リ
マス

○寺尾博君 ア、左様デスカ、イヤ分
リマシタ

○委員長(男爵周布兼道君) 外ニ御質
問モナイヤウデゴザイマスルカラ、次
ハ「帝國議會各議院ノ議長、副議長及
議員ノ手當ニ關する法律案」ノ御質問
ヲ願ヒタイト思ヒマス、政府委員モ見
エテ居リマスカラ、其ノ方ニ移リタイ
ト思ヒマス

○男爵毛利元良君 昨日モチヨット御
質問ガゴザイマシタガ、議員ノ歳費ノ

性質ハドウ云フモノカト云フコトヲ最
初ニ伺ヒタイト思ヒマス、歳費ハ議員
ノ生活ヲ保障スル俸給デアルカ、或ハ
諸手當トシテ支給サレルモノデアルカ
ト云フコトヲ最初ニ伺ヒタイト思ヒ
マス

○政府委員(阪田泰二君) 御答ヘ申上
ゲマス、議員ノ歳費ノ性質ニ付キマシ
テハ、色々複雑ナ要素ガアリマシテ、
簡單ニ定義スルコトハ困難デアルト思
ヒマスガ、只今仰セニナリマシタ生活
費ト云フ風ニハ單純ニ言切レナイ點ガゴ
ザイマスノデ、現在ノ議院法ニ於キマ
シテモ、登院シナイ議員ニハ歳費ヲ支
給シナイ、斯ウ云フ規定ガアリマスノ
デ、斯ウ云フヤウナコトカラ申上ゲマ
スト、單純ニ生活費トハ申上ゲニクイ
ト思フノデアリマシテ、結局議員ガ議
員トシテノ體面ヲ保持シナガラ議員ト
シテ職務ヲ遂行スルヘ云フコトニ對
シテ適當ナ報償ヲ與ヘル、簡單ニ申セ
バ斯ウ云フ風ナ考デアテ居ルモノデヤ
ナイカト私ハ解釋致シテ居リマス

○男爵毛利元良君 議員ノ歳費ノ性質
ニ付テハ大體了承致シマシタ、ソレカ
ラ之ニ關聯シテ居ルコトデアリマス
ガ、敗戦後總テノ政治ノ基調ト云フモ
ノガ民主主義ニナリマシテ、國民生活
トハ特ニ密接ナ關係ガ出來テ來タノデ
アリマス、是ハ從來モ國民生活ト離レ
テ政治ハナイノデアリマスガ、有ラユ
ク方面ニ一層議員ト國民トノ關係ガ深
クナルノハ當然デアリマス、從ツテ色々
調査ヲスル必要モ更ニ重要ナ仕事トナ
ツテ參ツタノデアリマス、又政治ノ基
本デアアル有ラユルモノノ統計ノ基礎、
即チ社會ノ實相ト云フモノヲ把握シ
テ、之ニ依ツテ議會ニ出マシタ諸法案
ヲ審議スル責任ト任務ヲ有スルノデア

リマスガ、是モ一層重大ナ使命ヲ帶ビ
テ來タト思フノデアリマス、尙目下審
議中ノ憲法ノ精神ト云フモノモ、是ハ
公布サレル迄ニ政府ノ宣傳ト云ヒマス
カ、廣ク周知セシムル必要モアリマシ
テ、國會ノ議員ハ民衆ノ間ニ入ツテ、
憲法ノ精神ヲ説イテ歩ク、言葉ハ適當
デアルカドウカ分リマセヌガ、マア遊
説ヲスルト云フヤウナコトニ責任ト義
務ヲ有スルコトト思フノデアリマス、
ソコデ今回議題トナリマシタ手當ノ支
給、又ハ昨日御説明ノアリマシタ議會
開會中ニ對スル日當ト云フヤウナ意味
デ支給サレル手當ノ外ニ、斯ウ云フ調
査費トカ、或ハ何カ適當ナ名目ノアル
經費ヲ御支給ニナルコトヲ希望スルノ
デアリマスガ、サウ云フヤウナ御考ガ
政府ニアルカドウカ伺ヒタイノデアリ
マス

○政府委員(上塚司君) 議員ガ其ノ職
務ヲ遂行スルニ當ツテ必要トスル處
ノ調査費、或ハ此ノ色々ト理想ヲ實現
スル爲ノ諸般ノ費用ヲ必要トスルコトハ
御説ノ通りデアリマス、併シ單ナル個
人各議員ガ、自己ノ任務ヲ實行スル爲
ノ費用ノ爲ニ、各個ニ互ツテ經費ヲ支
給スルト云フコトハ、チヨット困難ダ
ト思フノデアリマス、併シナガラ、只
今モ御話ノ、例ヘバ憲法ノ精神ヲ全國
ニ普及スル、或ハ其ノ他政治思想ヲ普
及スルトカ云フコトニ必要ナ資本ニ付
キマシテハ、是ハ別途ニ考慮スベキモ
ノデハナイカト思フノデアリマス、此
ノ憲法ノ思想ノ普及等ニ付テ必要ナ場
合ニ於キマシテハ、政府トシテモ相當
ノ費額ヲ支出致シマシテ、何等カノ機
關ヲ設ケテ之ヲ實行スルト云フヤウナ
コトニナラウト思ヒマス、只今ノ處デ
ハ、議員自體ニ對スル、平常ノ待遇ニ

付キマシテハ、昨日申上ゲマシタ通り
ニ、月千五百圓ノ手當ノ外ニ、特別ノ
日當ト致シマシテ、議會開會中金四十
圓宛ノ日當ヲ差上ゲルト云フヤウナコ
トニナツテ居ルノデアリマス

○男爵毛利元良君 御説明デ能ク了解
致シマシタ、モウ一ツ御伺ヒタイノハ
今ノ手當デゴザイマスガ、是ハ昨日モ
御話ガゴザイマシタヤウニ、千五百圓
ニ又歳費ヲ加ヘマスト千七百五十圓、
其ノ中カラ五百圓ハ現金デ支給サレ
ル、アトハ封鎖デ支給サレル譯デ、此
ノ封鎖預金ヲ以テ、サウ云フ今申シマ
シタヤウナ、例ヘバ「パンフレット」ヲ
作ルトカ、サウ云フ一ツノ事業ヲ、小
サイ事業デアリマスガ、サウ云フ事業
ヲヤル場合ニ、サウ云フモノハ封鎖力
ヲ出セマセウカ、ドウデスカ

○政府委員(上塚司君) 金融措置法ノ
規則カラ申シマス、特別ノ取計ヒヲ
其ノ爲ニ致スト云フコトハ出來ナイノ
デアリマスケレドモ、併シ旅行ヲナサ
ルトカ、サウ云フ場合ニ於キマシテハ
許可制ニナツテ居リマシテ、御届ヲ戴
ケバソレニ對シテ封鎖預金カラ引出ス
コトノ出來ルヤウナ處置ヲ執ルコトガ
出來マス

○男爵毛利元良君 分リマシタ

○委員長(男爵周布兼道君) 私只今ノ
質問ニ關聯致シテ居リマスカラチヨッ
ト伺ヒマス、旅行等ノ場合ニハ特ニ出
セル途ガアルト云フ御話デアリマシタ
ガ、旅行ノミナラズ、特ニ出セル場合
ト云フノニハ具體的ニハドウ云フモノ
ガアリマスカ

○政府委員(上塚司君) 其ノ細カイコ
トハ、實ハ私モ詳シク承知シテ居リマ
スカラ、銀行局ノ方カラ何レ參リマ
シテ、御答辭致スコトニ致シマス

昭和二十一年九月四日【貴族院】

○委員長(男爵周布兼道君) 御願に致シマス

○侯爵廣幡忠隆君 チョット伺ヒマス

○先程仰セラレタ四十圓ノ手當ト、ソレカラ此ノ手當、總テヲ加ヘマシテ五百圓ダケハ新圖ヲ支給サレテ、後ハ御押ヘニナルノデスカ

○政府委員(上塚司君) 五百圓ヲ押ヘマスノハ、歳費ノ三千圓ト、手當ノ月千五百圓、年一萬八千圓、此ノ年額ニ致シマシテ一萬一千圓ノ分、此ノ分ダケデアリマシテ、日當ノ方ハ現金ヲ御拂ヒスルコトニナツテ居リマス

○侯爵廣幡忠隆君 サウナリマス、五百圓ト云フコトヲ非常ニヤカマシク仰ツシヤツテ居ラレバ、其ノ關係ハドウナルノデスカ

○政府委員(上塚司君) 是ハ形ハ、滞在旅費ノヤウナ形ヲ支給スルヤウナコトニナツテ居リマス

○長島銀藏君 一寸御尋シテ見タイノデスカ、此ノ四十圓新シク出シテ下サルト云フ、ソレモ旅費ノ形ダト云フ今ノ政府委員ノ御説明デスカ、今地方カラ出テ來テ居ル者ガ一日幾ラ位經費ガ掛ルモノダト云フコトハ、政府ノ方デ御調ニナツテイラシヤルノデゴザイマス

○政府委員(上塚司君) 其ノ點ニ付テハ十分調ベテ居リマス、又衆議院ニ於テモ十分議論ヲ盡シテ來タ所デアリマシテ、無論四十圓デ東京ノ滞在、其ノ他ノ諸費用ガ拂ヘヨウトハ思ツテ居リマス、併シナガラ月額千七百五十圓ト云フノガ別途ニアリマシテ、ソレニ對シテ更ニ滞在中ハ四十圓ツツノ日當ヲ差上ゲルコトニナリマス、其ノ方ガ九月一ニナリマスレバ千二百圓、其ノ中カラ職員ハ今日迄ハ千二百

十圓ツツノ新圖ヲ封鎖カラ出スコトヲ許サレテ居リマス、更ニ其ノ四十圓ヲ七十圓ニ増加スルコトニナリマス

○長島銀藏君 ソレヲ今ノ政府委員ノ御説明ナリデスカ、之ニ對シテ當然又所得稅ガ付クと思ヒマス、其ノ點ハ如何デゴザイマス

○政府委員(上塚司君) 歳費並ニ手當ニ付キマシテハ所得稅ガ付キマス、日當ノ方ニ對シテハ付カナコトニナツテ居リマス

○長島銀藏君 サウシマス、四十圓ハ日當ト見ルノデアリマス

○政府委員(上塚司君) サウデス

○長島銀藏君 四十圓ダケガ日當ト見テ、ソレデ千五百圓ノ分ハ歳費トシテ見ルノデスカ、手當トシテ見ルノデスカ

○政府委員(上塚司君) 手當ト見ルコトニナツテ居リマス

○長島銀藏君 サウシマス、今ノ手當モ、矢張りソコヘ分類所得稅ナリ、皆所得稅ガ付ク譯デゴザイマス

○政府委員(上塚司君) 左様デゴザイマス

○永井松三君 サウシマス、從來ノ歳費ハ無論新圖デスネ、今度ノ手當ノ中デ、五百圓ノ内カラ歳費二百五十圓ヲ引イテ、二百五十圓ガ新圖ト云フコトニナル、アト千二百五十圓ト云フモノガ封鎖デ來ルノデスカ

○政府委員(上塚司君) 結果ニ於テ同ジデアリマス、毎月日當ノ外ニ千七百五十圓差上ゲルコトニナリマス、毎月日當ノ外ニ、其ノ千七百五十圓ノ中カラ五百圓ダケハ現金デ、後ノ残りハ封鎖デ差上ゲルコトニナツテ居リマス、其ノ外ニ日當ハ現金デ差上ゲルコトニナツテ居リマス

○永井松三君 其ノ日當ト仰ツシヤツタノハ旅行ノ場合デスネ、東京ニ居ル者ハ日當ハナイ譯デスネ

○政府委員(上塚司君) 其ノ點ハ非常ニ衆議院デモ議論ガアリマシテ、今朝モ大藏省デ色々打合セ協議ヲ重ネテ参リマシタ、非常ニ區別ガ困難デアリマス、御承知ノ通り東京都内ニ居ル人ト、鶴見ニ居ル人トノ間ニ、鶴見カラ通ツテ居ル人ハ旅費ヲ貰ヒ、日當ヲ貰フコトニナルト、甚ダ不公平ニナツテ参リマス、此ノ日當ハ東京ニ滞在シテ居ル人、東京ニ家ヲ持ツテ居ル人ニモ同等ニ均等スルコトニナツトニ致シテ居ルノデアリマス

○永井松三君 衆議院ノ場合ハ選舉區ガアツテナンデスカ、貴族院ノ場合ハ、一部勿論地方カラ出テ來ラレルノデアリマス、大體ニ於テ地方ニ選舉區ト云フモノガアル譯デナイノデスカ、其ノ間ノ取扱ハ衆議院ノ場合ト違ツテ居ツテ然ルベキモノデヤナイノデアリマス、デスカ、遠方ト云フコトハ、矢張りコトナリニモ何カ……サウ云フ日當ヲ一部分ノ人ニ下サルナラバ全部ニ下サルトカ、一部分ノ人ニヤラナイナラバ外ノ人ニモヤラナイト云フヤウニ是ハ全部ヤルノデスカ

○政府委員(上塚司君) 全部均等スルノデアリマス、貴族院議員モ衆議院議員モ同ジデゴザイマス、取扱ハ全然同一デアリマス

○永井松三君 分リマシタ

○侯爵廣幡忠隆君 サウスルト、四十圓ノ手當、旅費ト御覽ニナルト、今迄ノ旅費トダブル譯ニナルノデスカ、其ノ點ハドウナルノデスカ

○政府委員(上塚司君) 是ハ速記

○委員長(男爵周布兼道君) 速記ヲ止メテ

(速記中止)

○委員長(男爵周布兼道君) 速記ヲ始メテ

○德田昂平君 今ノ日當ハ議員ニ均等スルコトヲ御話デアリマス、是ハ又地方カラ出テ來テ居ル人カラ、都會ニ常住スル人ト、地方ニ居ル人ト權衡ガ失スルデヤナイカト云フ點カラ、又サウ云フコトデ問題ガ起ルコトガアリハシマセヌカ、元々日當ト云フモノハ、東京ニ滞在スル費用ノ一部ト云フコトニ前ニ伺ツテ居ツタデアリマス、東京ニ居ル人ト地方カラ來ル人トガ同ジヤウナ待遇ヲ受ケルコトニナツトニナルト、何カソコニ區別ガアツテモ宜イノデヤナイカト云フ點ガ起ツテ來ルコトハアリマセヌカ

○政府委員(上塚司君) 是ハ國會法ガ十一月ノ議會ヲ決定スルコトニナリマス、ソレ迄ノ間ノ暫定ノ處置デアリマス、何レ國會法ガ決定致シマスレバ、國會法ニ依ツテ歳費一本決メタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソレ迄ノ處置トシテ、現在ノ經濟事情、或ハ食糧事情、住宅ノ事情總テテ勘案致シマシテ、サウシテ地方カラ來ル人モ東京ニ居ル人モ同様ニ苦シミヲ感ジテ居リマスカラ、其ノ意味デマア其ノ大體論トシテ斯ウ云フ案ヲ出シタノデアリマス、色々ト細カイ議論ニ立入りマス、矢張りソレノ議論ノ餘地ハアルト思ヒマス

○德田昂平君 了承致シマシタ

○委員長(男爵周布兼道君) 政務次官ニハ他ノ委員會カラ今連絡ガゴザイマシテ退席ヲサレタイト云フ御話デアリマス、モウ御質問ハ如何デゴザイマス

ウカ、次同ニ御願リ願ヒタイト思ヒマス、尙政府委員ガ居ラレマスカラ他ニ御質問ガゴザイマスレバ引續イテ其ノ方ヘ御願ヒシマス

○男爵山澤三郎君 先刻御話ノ封鎖預金カラ出セルノハ四十圓カラ七十圓ニ上ゲルコトニナツトハ、モウサウナツタト云フ御話デアリマス、サウスルト云フ御話デアリマス

○政府委員(阪田泰二君) 四十圓ヲ七十圓ニ改正スルコトニナツトニ付キマシテハ、最早處置デゴザイマス

○寺尾博君 今ノ封鎖預金カラ七十圓ヲ引キ出スコトガ出來ル場合ハドウ云フ場合デゴザイマス、ソレハ各議員ガ其ノ範圍ニ於テ議員アルコトニ依ツテ引キ出サレルノデスカ、旅費デアルトカ何カト云フ證明ニ依ツテ引キ出サレルノデアリマス

○政府委員(阪田泰二君) チョットドノ範圍ニナツテ居リマス、明確ニ記シテ居リマス、大體ノ建前ハ、地方カラ上京シテ東京ニ來テ居ラレル方ニ一日七十圓ノ引出ヲ認メル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス

○寺尾博君 先程議員ガ調査ノ爲等ニ依ツテ旅行スル場合ニ引出セルト云フ御話デアリマス、ソレヲ證明スル證明書ノヤウナモノガ必要ナモノデゴザイマス

○政府委員(阪田泰二君) 是ハ先程申上ゲマシタ地方ノ議員ガ東京ニ出デニナツテ居ル時ノ分ハ、是ハ證明ナシニヤレバヤウナ形ニナツテ居ル譯デアリマス、ソレ以外ノ議員ノ方ガ各地ニ旅行サレル場合ノ引出ニ付キマシテハ、是ハ一般人ガ旅行スル場合ト同ジヤウナモノデアリマス、結局今ヤツテ居リマスヤリ方ハ、購組ノ證明トカ動

務先ノ證明トカ、色々ナコトノ證明ニ
依ツテ旅行シタト云フ事實ヲ確認スル
譯デゴザイマス

○委員長(男爵周布兼道君) 只今他ニ
御質問ハゴザイマセヌカ、ゴザイマセ
ヌケレバ本日ハ此ノ程度デ散會ヲ致シ
マシテ、明日午後一時三十分ヨリ開會
致シタイト思ヒマス、是ニテ散會致シ
マス

午前十一時十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長

男爵周布

兼道君

副委員長

子爵梅溪

通虎君

委員

侯爵廣幡

忠隆君

侯爵嵯峨

實勝君

子爵牧野

忠永君

永井

松三君

櫻松勝左衛門君

博君

男爵平山洋三郎男

男爵毛利

元良君

大木

操君

徳田

昂平君

長島

銀藏君

砂府委員

内閣事務官

三橋

則雄君

大藏政務次官

上塚

司君

大藏事務官

阪田

泰二君

昭和二十一年十月五日印刷

昭和二十一年十月七日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局